

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月から消費税の税率が5%から8%に改正され、令和元年10月からは10パーセントに改正されました。この引上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、令和2年度一般会計予算における用途の状況は、下記のとおりです。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 156,692千円
 (歳出)社会保障施策に要する経費のうち一般財源充当額1,083,460千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉事業	462,575	158,278	96,689		13,041	194,567	28,139
	高齢者福祉事業	35,135	0	893		1	34,241	4,952
	児童福祉事業	725,316	301,674	122,352		30,435	270,855	39,172
	母子福祉事業	3,908	0	1,636		0	2,272	329
	小計	1,226,934	459,952	221,570	0	43,477	501,935	72,591
社会保険	国民健康保険事業	122,505	19,286	55,324		0	47,895	6,927
	介護保険事業	202,201	5,411	2,705		0	194,085	28,070
	後期高齢者医療事業	240,641	0	29,100		5,386	206,155	29,815
	小計	565,347	24,697	87,129	0	5,386	448,135	64,812
保健衛生	予防事業	48,575	1,613	4		210	46,748	6,761
	健康増進事業	28,947	491	1,654		3,435	23,367	3,379
	母子保健事業	78,980	566	14,956		183	63,275	9,151
	小計	156,502	2,670	16,614	0	3,828	133,390	19,291
合計	1,948,783	487,319	325,313	0	52,691	1,083,460	156,692	